

第1節 作成の基本方針

1. 作成上の基本原則

平成12年栃木県産業連関表の作成にあたっては、「平成12年産業連関表作成基本要綱」(産業連関部局長会議)及び「平成12年栃木県産業連関表作成基本要綱」(県企画部統計課)に基づいて作業を進めました。

(1) 対象年次

平成12年(平成12年1月～12月)

(2) 対象

栃木県内におけるすべての財・サービスの生産活動及び取引

(3) 表の形式

地域内表
競争移輸入型

① 地域内表と地域間表について

特定の1地域を対象とした表を地域内産業連関表と呼び、同時に2つ以上の地域を対象とした表を地域間産業連関表と呼びます。

② 競争移輸入方式と非競争移輸入方式

競争移輸入方式とは、移輸入品と県内生産品を区別しないで一括して各需要部門に計上し、列部門として移輸入部門を設け、各行との交点に品目別移輸入額をマイナスで計上する方式です。これに対し非競争移輸入方式とは、同種の品目についても県内産品と移輸入品を分けて需要部門に配分する方式で、列部門の数より行部門の数の方が移輸入品の部門数だけ多いタテ長の表となります。

経済構造の現状分析に関しては、現実の移輸入品消費構造が明らかにされている非競争移輸入方式が優れています。一方、競争移輸入方式は、移輸入品投入係数が非競争移輸入方式よりも安定的であることなどから、経済の予測・計画等に関して優れています。

競争移輸入型

	産業1	産業2	消費	投資	移輸出	移輸入	県内生産額
産業1	10	20	80	0	20	-30	100
産業2	20	100	30	70	10	-30	200
粗付加価値	70	80					
県内生産額	100	200					

非競争移輸入型

		産業1	産業2	消費	投資	移輸出	移輸入	県内生産額
県	産業1	6	14	60	0	20	-	100
	産業2	15	85	30	60	10	-	200
産	産業1	4	6	20	0	0	-30	-
	産業2	5	15	0	10	0	-30	-
粗付加価値		70	80					
県内生産額		100	200					

(4) 価格評価

表形式は、「生産者価格表」です。「生産者価格表」では、投入・産出額をすべて生産者価格で評価し、生産者から消費者にいたるまでに要した流通マージン(商業マージン・貨物運賃)は、需要部門が流通部門(商業部門及び運輸部門)から一括して投入します。

(5) 部門分類

基本分類及び統合分類は次のとおりです。

基本分類(作業用)	行	517	列	405	部門
統合分類(作業用)	188	×	188	部門	
(公表用)	99	×	99	部門	
	32	×	32	部門	
	13	×	13	部門	

(6) 特殊な取扱いをする部門

1. 帰属計算をする部門

帰属計算とは、市中では実際取引は行われていないのですが、実質的には効用が発生し、その効用をうけている者がいる場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することです。

該当部門とその範囲は次の通りです。

① 金融(帰属利子)の部門 預貯金

等の管理、貸付、金融など狭義の金融活動

- ②保険サービスの部門・・・生命保険及び損害保険の帰属保険サービス
- ③公務・教育などの部門・・・減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府建物についての減価償却分(社会資本減耗等引当)
- ④住宅賃貸の部門・・・家賃の支払いを伴わない持家住宅及び給与住宅

2. 商業部門、運輸部門の取扱い

産業連関表は、部門間取引の実態を記録しようとするものですが、現実の取引活動は、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分を占めていますが、これを取引の流れに沿って忠実に記録すると、部門間の取引は非常にわかりにくいものになります。

このような欠点を避けるため、産業連関表では、商業・運輸部門を経由させずに、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、商業マージン及び貨物運賃を需要先別に一括計上することとしています。

3. コスト運賃、コスト商業

前記2のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な運輸活動及び商業活動があります。これらの経費については、コスト運賃及びコスト商業として各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の運輸及び商業との交点に計上します。

コスト運賃とは、生産工程の一環として行われる輸送活動に伴う経費、引っ越し荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、廃棄物のようなものに関わる輸送費用をいいます。

コスト商業とは、中古品の取引に関わるマージン(例えば家計における中古の書籍、衣服、乗用車、道具類等の取引)等をいいます。

4. 屑、副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財の他に別の財貨が一定量生産される場合があります。その財を主生産物として生産する部門が他にある場合には、これを副産物といい、無い場合

には屑といいます。

これらの取扱いについてはいくつかの方法が考えられていますが、平成7年表までは、原則として「マイナス投入方式」によって処理していました。しかし、平成12年表より今後リサイクル活動が重要視されることを想定し、それらの活動で生じた費用を含めた「再生資源回収・加工処理」部門を新設することになりました。この新設部門では、屑・副産物の発生分に経費を含めて計上されることから、従来のマイナス投入方式で取り扱っていたものについては扱いが異なることになります。

5. 仮設部門

実際には産業として存在しないか、または独立した部門とはみられないような生産活動(又は財・サービス)でも、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して、これを1つの生産活動(又は財・サービス)とみなして部門設定したり、仮の部門にまとめて処理したりしている部門のことです。

①事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙などの事務用品は、企業会計上は一般に消耗品として一括処理されることが多いため、事務用品部門を設け、事務用品を生産する各部門は、当該品目を一旦この部門へ産出し、各需要部門は、これらを本部門から一括して投入するものとします。

②自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内でまかなってしまう場合があります。例えば輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等です。

これらの活動については、通常、各部門における生産活動の一部として、中に埋没した形で行われているので、これらだけを切り離して全体的な投入構造を見ることはほとんど不可能になります。そのため、本来部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動部門が設けられています。

なお、平成12年表では、自家輸送部門が設けられています。

③鉄屑、非鉄金属屑および古紙

屑、副産物は、原則としてマイナスで計上し、同額を「再生資源回収・加工処理」部

門に一括投入し、同部門を迂回して各投入部門に産出するよう処理します。この場合、副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できますが、鉄屑、非鉄金属屑及び古紙については、これらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなります。このため、行部門についてのみ仮設部門として鉄屑部門、非鉄金属屑部門及び古紙部門を設けて処理します。

6. 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う、生産設備に関わる経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法があります。

「使用者主義」は、所有者が誰であるかを問わずに、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、「所有者主義」は、実態に則しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方です。

本産業連関表では、「所有者主義」で物品賃貸業を扱っています。

7. 消費税の表彰形式

消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含む、いわゆる「グロス表示」です。県内生産額並びに内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門の取引額は、原則として消費税込みの価格で評価しています。

なお、消費税納税額については、平成2年表では粗付加価値部門の営業余剰に含めていましたが、平成7年表からは間接税に含めています。

(7) 平成12年表の特徴

1. 部門分類の変更等

部門分類については、経済構造の変化を的確に捉えるため、平成7年表を基本としつつ、平成5年の日本標準産業分類の第10回改訂、後述93SNA等をふまえた部門の見直しを行いました。そのため、時系列では単純に比較できない場合があります。

2. 主な変更点

①「介護」部門の新設

平成12年4月から介護保険制度の導入

に伴い、「介護(居宅)」及び「介護(施設)」部門を新設しました。

介護部門は、原則として平成12年4月に開始された介護保険制度におけるサービスの活動を範囲としています。ただし、産業連関表の概念により平成12年1年間の活動として計上する必要があるため、制度開始前である平成12年1～3月分は推計値を使用しています。

②「再生資源回収・加工処理」部門の新設

近年の環境問題を考慮して、「再生資源回収・加工処理」部門を新設しました。

③93SNAへの対応

1993年に国連が25年ぶりに新たに勧告した国民経済計算体系(93SNA)との整合性を図るため、以下の点について対応を行っています。

i) ソフトウェア・プロダクトの固定資本形成への計上

従来、家計で使用するものを除き、全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクトについて、固定資本形成に該当するもの(耐久年数が1年以上で購入者価格の単価が10万以上)は固定資本形成に産出しました。

ii) 社会資本にかかる資本減耗引当の計上

従来、資本減耗計算を行っていなかった道路・ダム等の社会資本に関しても資本減耗の計算を行い、その費用を一般政府消費支出に算出しました。

iii) 消費概念の2元化への対応

平成7年表から、従来家計消費支出に産出していた移転支出(政府あるいは医療保険負担分の医療及び教科書用図書現物給付)を政府個別的消費支出に産出しているが、平成12年表において新設された介護部門等の移転支出についても同様の扱いとしました。

第 2 節 作成作業の概要

1. 作成作業の経過

平成 12 年栃木県産業連関表の作成期間は平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間で、各年度の主な作業は次のとおりです。

- 平成 12 年度
 - ・国の特別調査の実施
- 平成 13 年度
 - ・国の特別調査の実施
 - ・県単商品流通調査の実施
- 平成 14 年度
 - ・基本要綱の作成
 - ・生産額の推計
 - ・パソコンシステムの設計
- 平成 15 年度
 - ・生産額の推計(継続)
 - ・パソコンシステムの設計(継続)
- 平成 16 年度
 - ・試算投入額表の作成
 - ・粗付加価値額、最終需要額の推計
 - ・調整作業
 - ・基本表、統合表、各種係数表の作成
 - ・雇用表の推計
 - ・報告書の作成

2. 各部門の概念等

産業連関表の部門分類は、財・サービスをそれぞれ個々に生産する活動(アクティビティ)を単位としています。

(1) 内生部門

部門別の県内生産額(コントロール・トータルズまたは CT)は、産業連関表の計数を推計する際に、第一に推計される計数であり、基本的には当該産業の産出高(商品の生産高やサービスの売上高)をもって推計されます。また、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げが生産額として推計されます。

農林水産業部門

耕種農業、畜産、農業サービス、林業、漁業からなります。具体的な構成品目名は、(参考)「部門分類表」を参照のこと(以下各部門同じ)。なお、この部門には動植物の成

長肥大分、農家の自己消費分を含みます。

鉱業部門

金属鉱物、非金属鉱物、石炭、原油・天然ガスからなり、そのうち金属鉱物、非金属鉱物は掘採及び選鉱活動を範囲とし、精錬、精製は製造業部門に含まれます。

製造部門

と畜から再生資源回収・加工処理までの、製造品の生産活動を範囲とします。この中には、製造小売(パン、菓子、豆腐、家具等)の製造活動分も含まれます。

建設部門

建築、建設補修、公共事業、その他の土木建設からなります。

) 建築

木造、非木造及び住宅用、非住宅用に区分し、新築、増築、改築の工事額を生産額とします。

) 建設補修

建築物、土木建設物に関する経常的補修工事で、自家補修を含みますが、本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修については本部門の活動とせず、建築等それぞれの部門に含まれます。

) 公共事業

公共事業は新築工事のほか維持補修費を含みます。

) その他の土木建設

他の部門に分類されない土木建設工事を範囲とします。

電力・ガス・水道部門

電力(自家発電を含む)、ガス・熱供給、水道、廃棄物処理からなります。電力部門には、発電活動のほか、送配電サービス(営業等)の活動も含まれます。また、ガス部門の範囲は、いわゆる都市ガスの製造、供給活動です。

商業部門

卸売、小売からなり、売上額から仕入額を差し引いた商業マージンを生産額としています。生産活動から独立して行われる一切の商業活動を範囲としています。飲食店はサ

ービス部門として除外されます。

金融・保険部門

金融

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動であり、その生産額は帰属利子(受取利子 - 支払利子)と手数料収入の合計です。

保険

被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険サービス活動を行う生命保険と、火災、海上、自動車等の事故等に起因する保険サービス活動を行う損害保険からなります。

不動産部門

不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)からなります。

このうち、不動産仲介及び賃貸は、不動産の売買、賃借または交換の代理もしくは仲介を行い、手数料を受けたり不動産の管理を行う不動産仲介・管理業と、各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業に分けられます。

住宅賃貸料は、住宅の使用によって生じるサービスで、所有形態がどのようなものであれ、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅における、住居部分の粗賃貸料に相当します。なお、持ち家、給与住宅については、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなす扱いをしています。(帰属家賃)

運輸部門

鉄道輸送、道路輸送、自家輸送、水運、航空輸送、貨物運送取扱、倉庫、運輸付帯サービスからなります。

通信・放送部門

通信(郵便、電気通信、その他の通信サービス)、放送(公共放送、民間放送、有線放送)からなります。

公務部門

中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関あるいは普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される中央(地方)政府関係の政府サービス生産者から教育、医療等「準公務」に格付けされる各部門を除いたものです。

サービス部門

教育(学校教育、社会教育・その他の教育)、研究(学術研究機関、企業内研究開発)、医療・保健・社会保障・介護、その他の公共サービス、広告・調査・情報サービス、物品賃貸サービス(物品賃貸業、貸自動車業)、自動車・機械修理、その他の対事業所サービス、娯楽サービス、飲食店、旅館・その他の宿泊所、その他の対個人サービスからなります。

事務用品部門

各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とします。

分類不明部門

他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とします。

なお、産業連関表では、行列それぞれ均衡関係にあることが原則であるため、本部門は他の行及び列部門における推計上の誤差の集積部分としての役割もあります。

(2)外生部門

1)最終需要部門

家計外消費支出(列)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として宿泊費と日当)を範囲とします。

なお、列部門と行部門の家計外消費支出は一致し、最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値部門ではその支出額が産業別に計上されます。

民間消費支出

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出からなります。

家計消費支出

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに県内居住者の海外消費を加算したものです。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上

します。

対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用です。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストでの評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しくなっています。

一般政府消費支出

中央政府消費支出と地方政府消費支出からなり、さらにサービスの及ぶ範囲が集合的(社会全体に対して)か個別的(個人に対して)かに応じて、それぞれ集合的消費支出と個別的消費支出に分けられます。

本部門は、政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から、他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたものであり、中央、地方政府の自己消費額に等しくなります。

県内総固定資本形成

一般政府(国・出先機関、県、市町村)や公的企業、家計、民間企業、対家計民間非営利団体及び対企業民間非営利団体による、県内における土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産を取得するために要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等の直接費用が含まれます。

在庫純増

この部門は、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなり、これらの在庫品を産業連関表の品目分類に従って分類し、その物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものが計上されています。

移輸出・移輸入

県内居住者と非居住者間における財・サービスの取引です。

移輸出

県外(国外)に対する財及びサービスの移輸出です。この場合、県外産品が本県を通過して県外へ出ていった、いわゆる再移出は含まれませんが、再移出に係る県内商業・運輸業者の商業マージン・運賃分はそれぞれの生産額に含まれ、マージンの移輸出として

計上されます。また、県外人による県内消費は移輸出として取扱います。ただし、要素所得の受取や金融的な取引は移輸出に含めません。

移輸入

移輸入は、県内事業所並びに個人が他地域と行った財の移輸入をいいますが、その取扱い方法には競争移輸入型と非競争移輸入型の2つがあり、本県では競争移輸入型を採用しています。この方法によると、総需要から移輸入分を差し引いた残りが県内生産額と一致します。つまり、県内産品と移輸入品を区別せず、すべての移輸入品を県内産品と競争的に取扱い、最後にマイナスの需要としてバランスを保たせています。

ただし、移輸入の場合、推計困難な部門については調整項目的な性格が強くなっています。

2)粗付加価値部門

家計外消費支出(行)

前述最終需要部門の家計外消費支出(列)と同様のため省略します。

雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得です。ここでいう所得は雇主の支払いベースであり、雇用者の受取ベースではありません。

雇用者所得とは賃金・俸給、役員の俸給、議員歳費、退職年金及び退職一時金、現物給与としての通勤定期や現物支給の食事、給与住宅の差額家賃、社会保険料雇用主負担等のことです。

雇用者所得は、従業者のうち、有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含めます。

営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当及び純間接税(間接税 - 補助金)を控除したものです。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなります。

なお、個人業主や無給の家族従業者等の所得(評価所得)は雇用者所得ではなく営業余剰に含まれます。

資本減耗引当

固定資本の価値は、生産の過程で消耗されていきますが、本部門は、その価値の消耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とします。

減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は火災、風水害、地震、事故などによる不慮の損失に対するものです。

間接税(除関税、輸入品商品税)

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入または使用に関して課せられる租税及び税外負担であり、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものです。ただし、関税と輸入品商品税は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上します。

国税では消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では一部の納付金、収益事業収入等が間接税に相当します。

なお、平成元年4月1日から導入された消費税納税額のうち、産業分は、平成2年表では営業余剰に含まれていましたが、平成7年表より本部門に含まれています。

(控除)経常補助金

産業振興を図ったり、製品の市場価格を低く抑える等の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金です。公営企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも経常補助金に含まれます。

なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金と見なします。